

実践ゼミ

財産債務調書の作成・提出 について

税理士 酒井 勇樹

公益財団法人 日本税務研究センター

■ 財産債務調書の重要性

- 税務当局の
チェック強化

- 提出漏れ・
虚偽記載の罰
則リスク

- クライアント
指導の必要
性

財産債務調書制度等の見直しについて

令和4年度税制改正において、**令和5年分以後の「財産債務調書」の提出義務者・提出期限などについて見直し**が行われました。

(注) **令和4年分以前**の「財産債務調書」は、**従前どおり**ですので、ご注意ください。また、「国外財産調書」についても、一部同様の見直しが行われています。

改正前

① 財産債務調書の提出義務者が拡充されます

以下の①及び②を満たす方

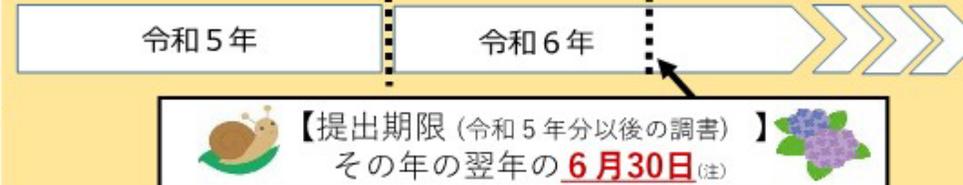
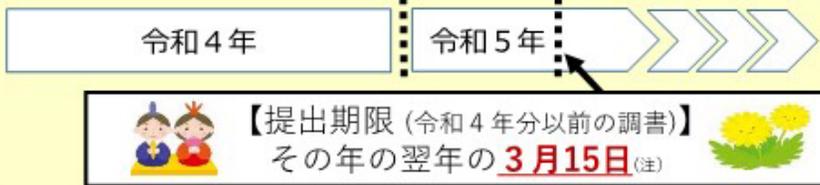
- ① その年分の退職所得を除く各種所得の金額の合計額が2,000万円を超える場合
- ② その年の12月31日において、その合計額が3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産(例：有価証券、未決済信用取引)を有する場合

改正後

改正前の提出義務者(左記の①及び②を満たす方)のほか、以下の方も提出義務者となります。

その年の12月31日において、その合計額が
10億円以上の財産を有する方

② 提出期限が後倒しされます (国外財産調書も同様)



③ 記載を簡略化できる範囲が拡充されます (一部については国外財産調書も同様)

100万円未満の家庭用動産や事業用の未収入金などについては、記載を簡略化することができます。

300万円未満の家庭用動産や事業用の未収入金などについては記載を簡略化することができます。

また、**新たに預貯金についても、記載を一部省略できるようになりました**。そのほか詳細は裏面をご参照ください。

(注) ・財産債務調書及び国外財産調書は、その年の12月31日時点の財産の状況に関して、翌年の提出期限までにご提出ください。
・提出期限が、日曜日に当たるときはその翌日までに、土曜日に当たるときはその翌々日までにご提出ください。

改正前

改正後

③-1 所在別に区分することなく、件数及び総額で記載することのできる範囲が広がります

事業用の
未収入金
(受取手形を含む。)

その年の12月31日における価額が**100万円未満**のもの

その年の12月31日における価額が**300万円未満**のもの

借入金
未払金
(支払手形を含む。)
その他の債務

事業又は業務の用に供する「未払金(支払手形を含む)」・
「その他の債務」のうち、その年の12月31日における
金額が**100万円未満**のもの

用途を問わず、「借入金」・「未払金(支払手形を含む)」・
「その他の債務」のうち、その年の12月31日における
金額が**300万円未満**のもの

③-2 記載を省略することのできる範囲が広がります

家庭用動産
(現金、書画骨とう、美術
工芸品、貴金属類を除く。)

取得価額が**100万円未満**のもの

取得価額が**300万円未満**のもの

③-3 新たに記載を一部省略することができます

預入高(一口)が
50万円未満の
預貯金口座

その年の12月31日における預入高(一口)が**50万円未満**
の預貯金については、その預入高の記載を省略するこ
とができます。
その場合、**財産債務調書の「所在」欄又は「備考」欄に
口座番号を記載**してください。

③-4 資産ごとに区分して記載することなく、総額で記載することができます(国外財産調書も同様)

青色申告決算書
又は収支内訳書
に記載された
減価償却資産

**青色申告決算書又は収支内訳書の「減価償却費の計算」
欄に記載された減価償却資産**については、資産ごとに
区分して記載することを省略できます。
その場合、財産債務調書に**総額で記載**してください。

(注) 財産債務調書の様式・あらまし・FAQについては、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/zaisan_saimu/index.htm】に掲載しています
(改正分は随時掲載します。)。財産債務調書の提出義務者、提出期限及び提出先などの詳しい内容は、財産債務調書FAQをご確認ください。
また、国外財産調書についても、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/kokugai_zaisan/index.htm】に掲載しています。



令和6年度分 財産債務調書の提出について (1/5)

(1) 提出する必要がある者

① 以下のすべてを満たす者

- ・ 所得税の確定申告書を提出すべき者又は一定の所得税の還付申告書を提出することができる者
- ・ その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超えていること
- ・ その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有していること

② 居住者の方で、その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する者

○ 国外転出特例対象財産とは、具体的には所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等

- ※1. 財産の価格の合計額の算定には、国外に所在する財産も含めて算定する必要がある。
2. 「財産の価額」とは、財産の価額の総額をいい、債務の金額を差し引かずに算定する。
3. 相続開始年の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務を記載しないで提出することができる。
4. 財産債務調書の提出期限まで（その年の翌年の1月1日から6月30日までの間）に、財産債務調書を提出しないで死亡したときは、財産債務調書の提出を要しない

(2) 提出期限

令和7年6月30日(月)

令和6年度分 財産債務調書の提出について (2/5)

(3) 過少申告加算等の特例 (FAQ問47~53)

▶提出期限内に提出した場合は、記載のある財産債務について所得税等・相続税の申告漏れが生じても、その財産又は債務に係る過少申告加算税等が5%軽減される。

▶提出期限内に提出されない場合や当調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合は、その財産又は債務に関して所得税等の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その財産又は債務に係る過少申告加算税等が5%加重される。

【問48】 所得税の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の適用要件

- この過少申告加算税等の加重措置は、具体的には、次のいずれにも該当する場合に適用される。
 - ① 財産債務に係る所得税に関して修正申告等があること。
 - ② 上記①の修正申告等について過少申告加算税又は無申告加算税の規定の適用があること。
 - ③ 提出すべき財産債務調書について提出期限内に提出がないこと又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき上記①の修正申告等の基因となる財産若しくは債務の記載がないこと

令和6年度分 財産債務調書の提出について (3/5)

(3) 過少申告加算等の特例 (FAQ問47~53)

【問49】 過少申告加算税等の特例措置における「財産債務に係る所得税の申告漏れ」の具体例

- ① 財産から生じる利子所得又は配当所得
- ② 財産の貸付け又は譲渡による所得
- ③ 財産が株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利等（いわゆるストックオプション等）である場合におけるその権利の行使による株式の取得に係る所得
- ④ 財産が生命保険契約等に関する権利である場合におけるその生命保険契約等に基づき支払を受け一時金又は年金に係る所得
- ⑤ 財産が 特許権等である場合におけるその特許権等の使用料に係る所得
- ⑥ 債務の免除による所得
- ⑦ 上記①から⑥までの所得のほか、財産又は債務に基因して生ずるこれらに類する所得

したがって、「財産債務に係る所得税の申告漏れ」とは、財産又は債務に直接基因して生ずる上記の所得に対する所得税の申告がなかったこと又は申告額が過少であったことをいう。

令和6年度分 財産債務調書の提出について (4/5)

(3) 過少申告加算等の特例 (FAQ問47~53)

【問53】 提出期限後に財産債務調書を提出した場合

- 提出期限後に財産債務調書を提出した場合であっても、その財産債務に係る所得税又は財産に対する相続税について、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産 債務調書は提出期限内に提出されたものとみなして、過少申告加算税等の特例を適用する

【問54】 提出した財産債務調書の記載内容に誤りがあった場合の訂正方法

- 提出期限後であっても、再度提出していただくことで、訂正が可能。
その場合、全ての財産及び債務を記載して提出する。

令和6年度分 財産債務調書の提出について (5/5)

(4) 記載における留意点

▶ 記載事項

財産の種類別、一般用または事業用という用途別、所在別、数量、価額を記載。

▶ 財産の価額は、12月31日の「時価」又は「見積価額」

例) 土地の場合

- ・ 専門家による鑑定評価額
- ・ 固定資産税評価額
- ・ 取得後の価額変動を考慮した価額
- ・ 譲渡した場合、譲渡価額 等

「財産債務調書」の記載例

令和××年12月31日分 財産債務調書

整理番号 OXXXXXX

- 【各財産及び債務共通】**
- それぞれの財産債務を「事業用」と「一般用」に区分し、さらに、所在の別に区分します。
※ 財産の用途が、「一般用」及び「事業用」の兼用である場合には、「用途」欄には「一般用、事業用」と記載し、「価額」欄には、一般用部分と事業用部分を区分することなく算定した価額を記載してください。
 - 所在については、それぞれの財産債務の所在地を記載してください。
※ 各財産債務において記載例が示されている場合には、各財産債務の書き方に従って記載してください。
 - 財産の価額については、その年の12月31日における財産の「時価」又は時価に準ずる価額として「見積価額」を記載してください。
 - 「未収入金」「その他の財産」に区分される財産のうち事業用の債権で、かつ、その価額が300万円未満のものについては、所在別に区分することなく、その件数及び総額を記載することとして差し支えありません。
 - 「借入金」「未払金」「その他の債務」に区分される債務のうち、その金額が300万円未満のものについては、所在別に区分することなく、その件数及び総額を記載することとして差し支えありません。
 - 収支内訳書（所得税法施行規則第47条の3）又は青色申告決算書（同規則第65条第1項）の「減価償却費の計算」欄に減価償却資産として記載されている財産については、その減価償却資産の価額の総額を記載することとして差し支えありません。この場合において、国内に所在する財産と国外に所在する財産を保有している場合は、財産の区分ごとに、国内と国外に区分して記載してください。
 - 国外財産調書を提出する場合には、国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額及びそのうちの国外輸出特例対象財産の価額の合計額を記載してください。

- 【建物】**
- 「数量」欄の上段に戸数を、下段に床面積を記載してください。
 - 2以上の財産の区分からなる財産を一括して記載する場合には、「備考」欄に一括して記載する財産の区分等を記載してください。

- 【有価証券（特定有価証券以外）】**
- 上記「各財産及び債務共通」の1に加え、有価証券の種類（株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等）及び銘柄の別に区分します。「種類」欄に有価証券の種類及び銘柄を記載してください。
なお、株式については、「上場株式」と「非上場株式」の別を明記してください。
 - 「所在」欄は有価証券の保管等を委託している場合には、金融商品取引業者等の所在地、名称及び支店名を記載してください。
 - 「価額」欄の上段には取得価額を記載してください。
※ 「有価証券」には、合名会社、合資会社又は合同会社の持分や協同組合等の組合員又は会員の持分などを含みます。

- 【特定有価証券】**
- 上記「各財産及び債務共通」の1に加え、特定有価証券の種類（ストックオプション等）の別に区分します。
 - 「種類」欄に特定有価証券の種類及び発行会社を記載してください。
 - 「所在」欄に特定有価証券の発行会社の所在地を記載してください。
※ 「特定有価証券」とは、所得税法施行令第170条第1項に規定する有価証券（一定の譲渡制限付株式や一定の新株予約権等）をいいます。

- 【その他の動産】**
- 右記「貴金属類」に準じて記載してください。
※ その他の動産とは、家庭用動産（家具や什器備品、自動車などの動産（現金、書画骨とう、美術工芸品、貴金属類を除きます。）、棚卸資産、減価償却資産をいいます。
※ 貴金属類のうち、いわゆる装身具として用いられるものは、家庭用動産として取り扱って差し支えありません。

- 【借入金及び未払金】**
- 「所在」欄は債権者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所を記載してください。

- 【その他の債務】**
- 右記「書画骨とう及び美術工芸品」に準じて記載してください。
 - 「所在」欄は上記「借入金及び未払金」に準じて記載してください。
※ その他の債務とは、「借入金」「未払金」に当てはまらない債務で、例えば、前受金、預り金、保証金、敷金などをいいます。

財産債務を有する者		住所	東京千代田区霞が関3-1-1			
		氏名	国税 ふたば			
		個人番号	0000 0000 0000			
財産債務の区分	種類	用途	所在	数量	価額	備考
土地		一般用 事業用	東京都千代田区〇〇1-1-1	1	250,000,000円	
				250㎡		
建物		一般用	東京都港区〇〇3-3-3	1	110,000,000	
				500㎡		
建物		一般用	東京都千代田区霞が関3-1-1	1	89,000,000	土地を含む
				95㎡		
建物	減価償却資産	事業用	青色申告決算書（又は収支内訳書）のとり		65,000,000	
現金		一般用	東京都千代田区霞が関3-1-1		1,805,384	
預貯金	普通預金	事業用	東京都千代田区〇2-2-2 〇〇銀行△△支店		38,961,915	
預貯金	普通預金	一般用	東京都千代田区〇1-2-3 ●●銀行●●支店 口座番号 0012345			
有価証券	上場株式（B社）	一般用	東京都港区〇〇3-1-1 △△証券△△支店	5,000株	6,500,000	6,450,000
特定有価証券	ストックオプション（〇〇株式会社）	一般用	東京都港区△△1-2-1	600個	3,000,000	
匿名組合出資	C匿名組合	一般用	東京都港区〇〇1-1-1 株式会社 B	100口	140,000,000	
先物取引（〇〇）	先物取引（〇〇）	一般用	東京都品川区〇〇5-1-1 ××証券××支店	100口	30,000,000	29,000,000
貸付金		事業用	東京都目黒区〇〇2-1-1 〇〇 △△		3,000,000	
未収入金		事業用	東京都豊島区〇〇2-1-1 株式会社 C		1,500,000	
貴金属類	ダイヤモンド	一般用	東京都千代田区霞が関3-1-1	3個	6,000,000	
その他の動産	家庭用動産	一般用	東京都千代田区霞が関3-1-1	20個	3,000,000	
その他の動産	減価償却資産	事業用	青色申告決算書（又は収支内訳書）のとり		30,000,000	
その他の財産	生命保険契約	一般用	東京都品川区〇〇1-5-5 〇〇証券××支店		10,000,000	
その他の財産	暗号資産（△△コイン）	一般用	東京都千代田区霞が関3-1-1	10△△コイン	8,500,000	
借入金		事業用	東京都千代田区〇2-2-2 〇〇銀行△△支店		20,000,000	
未払金		事業用	東京都港区〇〇7-8-9 株式会社 D		1,500,000	
その他の債務	保証金	事業用	東京都台東区〇〇2-3-4 株式会社 E		2,000,000	
国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 (うち国外輸出特例対象財産の価額の合計額 (167,800,000) 円)				608,841,944		
財産の価額の合計額		1,404,059,243		債務の金額の合計額		23,500,000
(摘要)						

令和7年1月から、申告書等（財産債務調書及び財産債務調査合計表を含む。）の控えに収受日付印の押なつて行っておりませんので、申告書等を書面で提出（送付）する場合は、提出用のみを提出（送付）してください。
また、申告書等の控えに収受日付印の押なつては行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いします。

- 【土地】**
- 「数量」欄の上段に地所数を、下段に面積を記載してください。

- 【現金】**
- 左記「各財産及び債務共通」の1の別に区分し、記載してください。

- 【預貯金】**
- 左記「各財産及び債務共通」の1に加え、預貯金の種類（当座預金、普通預金、定期預金等）の別に区分します。
 - 「種類」欄に預貯金の種類を記載してください。
 - 「所在」欄は預貯金を預け入れている金融機関の所在地、名称及び支店名を記載してください。
※ 一口の預入高が50万円未満のものについては、「所在」欄又は「備考」欄に口座番号を記載することで、預入高の記載を省略することができます。

- 【匿名組合契約の出資の持分】**
- 左記「各財産及び債務共通」の1に加え、匿名組合の別に区分します。
 - 「種類」欄は匿名組合名を記載してください。
 - 「所在」欄は金融商品取引業者等に取引を委託している場合には、その所在地、名称及び支店名を記載してください。
 - 「価額」欄の上段には取得価額を記載してください。

- 【未決済信用取引等に係る権利及び未決済デリバティブ取引に係る権利】**
- 左記「各財産及び債務共通」の1に加え、未決済信用取引等に係る権利及び未決済デリバティブ取引に係る権利の種類及び銘柄の別に区分します。
 - 「種類」欄に未決済信用取引等に係る権利及び未決済デリバティブ取引に係る権利の種類及び銘柄を記載してください。
 - 「所在」欄は金融商品取引業者等に取引を委託している場合には、その所在地、名称及び支店名を記載してください。
 - 「価額」欄の上段には取得価額を記載してください。

- 【貸付金及び未収入金】**
- 「所在」欄は債務者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在を記載してください。

- 【貴金属類】**
- 左記「各財産及び債務共通」の1に加え、貴金属の種類（金、白金、ダイヤモンド等）の別に区分します。
 - 「種類」欄に貴金属の種類を記載してください。
 - 「数量」欄に点数又は重量を記載してください。

- 【書画骨とう及び美術工芸品】**
- 左記「各財産及び債務共通」の1に加え、書画骨とうの種類（書画、骨とう、美術工芸品）の別に区分します。
 - 「種類」欄に書画骨とうの種類を記載してください。
 - 「数量」欄に点数を記載してください。

- 【その他の財産】**
- 上記「貴金属類」に準じて記載してください。
※ その他の財産とは、どの区分にも当てはまらない財産で、例えば、委託託拠金、民法に規定する組合契約その他これに類する契約に基づく出資、信託受益権、暗号資産などをいいます。

- 【「財産の価額の合計額」「債務の金額の合計額」欄】**
- 2枚以上の調書を作成、提出する場合でも、「合計額」欄は1枚目の調書に記載してください。

※ 価額等の記載に当たっては、裏面を参照してください。

◎ 財産の価額

この調書に記載する財産の価額は、それぞれの財産に係る「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

なお、「時価」とは、「その年の12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価額）などをいいます。

また、「見積価額」とは、「その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額」をいいます。

※ この調書に記載する財産が、①事業所得の金額の基礎となった棚卸資産である場合には「棚卸資産の評価額」を、②減価償却資産である場合には、その財産の「償却後の価額」を見積価額として記載してください。

◎ 財産の見積価額の例示

この調書に記載する財産の「見積価額」については、その財産の区分に応じて、例えば、次のような方法により算定しても差し支えありません。

1 土地

(1) その年の12月31日が属する年中に課された固定資産税の計算の基となる固定資産税評価額（地方税法第381条（固定資産課税台帳の登録事項）の規定により登録された基準年度の価格又は比準価格をいいます。なお、その財産に対して、外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の12月31日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額とします。）。

(2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額。

(3) その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。

2 建物

(1) 上記1「土地」の(1)から(3)までのいずれかの価額。

(2) 業務の用に供する資産以外のものである場合は、取得価額から、その年の12月31日における経過年数に応ずる償却費の額（※）を控除した金額。

※ 「経過年数に応ずる償却費の額」は、その財産の取得又は建築の時からその年の12月31日までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年とします。）の償却費の額の合計額とします。

また、償却方法は、定額法によるものとし、耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数によります。

3 山林

上記1「土地」の(1)から(3)までのいずれかの価額。

4 預貯金

その年の12月31日における預入高。

5 有価証券

金融商品取引所等に上等とされている有価証券以外の有価証券については、次の価額。

(1) その年の12月31日における売買実例価額（同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額。

(2) (1)がない場合には、その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。

(3) (1)及び(2)がない場合には、次の価額。

イ 株式については、当該株式の発行法人のその年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した事業年度における決算書等に基づき、その法人の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）に自己の持株割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。

ロ 新株予約権については、次の算式で計算した金額。
 （「新株予約権の対象となる株式の時価又は見積価額（※）」－「1株当たりの権利行使価額」）×「権利行使により取得することができる株式数」

※ 「株式の見積価額」については、上記(1)、(2)又は(3)イの取扱いに準じて計算した金額とすることができます。

(4) (1)、(2)及び(3)がない場合には、取得価額。

6 匿名組合契約の出資の持分

(1) 終了事業に係るその年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき、その組合の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）又は利益の額に自己の出資割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。

(2) (1)がない場合には、出資額。

7 未決済信用取引等に係る権利

金融商品取引所等において公表された当該信用取引等に係る有価証券のその年の12月31日の最終の売買の価格（公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における当該価格及び当該気配相場の価格のいずれもがない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日直前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とします。）に基づき、同日において当該信用取引等を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額。

8 未決済デリバティブ取引に係る権利

(1) 金融商品取引所等に上等とされているデリバティブ取引取引所において公表されたその年の12月31日の最終の売買の価格（公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における当該価格及び当該気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日直前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とします。）に基づき、同日において当該デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「みなし決済損益額」といいます。）。

(2) 上記(1)以外のデリバティブ取引

イ 銀行、証券会社等から入手した価額（当該デリバティブ取引の見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法、オプション価格モデルを用いて算定する方法その他合理的な方法に基づいて算定されたこれらの者の提示価額に限り（以下イにおいて同じです。））に基づき算出したみなし決済損益額（その年の12月31日における価額がこれらの者から入手できない場合には、これらの者から入手したその年の12月31日直前の同日に最も近い日における価額に基づき算出したみなし決済損益額。）。

ロ 上記イにより計算ができない場合には、備忘価額として1円。

9 貸付金

その年の12月31日における貸付金の元本の額。

10 未収入金

その年の12月31日における未収入金の元本の額。

11 書画骨とう及び美術工芸品並びに貴金属類

(1) その年の12月31日における売買実例価額（同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額。

(2) (1)がない場合には、その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。

(3) (1)及び(2)がない場合には、取得価額。

12 その他の動産

その他の動産（家庭用動産（家具や什器備品、装身具、自動車、船舶、航空機などの動産（現金、書画骨とう、美術工芸品、貴金属類を除きます。））を含みます。）で、業務の用に供する資産以外の資産である場合は、上記2「建物」の(2)の取扱いに準じて計算した価額。

なお、その財産が家庭用動産で、その取得価額が300万円未満のものである場合には、その年の12月31日における見積価額が10万円未満のものであるとして取り扱い、財産債務調書に記載しないこととして差し支えありません。

13 その他の財産

上記1から12までの財産に当てはまらない財産、例えば、保険の契約に関する権利、民法に規定する組合契約その他これに類する契約に基づく出資、信託受益権については、次により計算した価額。

(1) 保険の契約に関する権利については、その年の12月31日にその保険の契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額。

ただし、その年中の12月31日前の日において解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額をその保険の契約をした保険会社等から入手している場合には、当該額によることとして差し支えありません。

(2) 株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利（有価証券に該当するものを除きます。）については、上記5「有価証券」の取扱いに準じて計算した価額。

(3) 民法に規定する組合契約その他これに類する契約に基づく出資については、上記6「匿名組合契約の出資の持分」の取扱いに準じて計算した価額。

(4) 信託受益権については、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次によります。

イ 元本と収益との受益者が同一人である場合…信託財産の見積価額。

ロ 元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合…「上記イの価額」×「受益割合」

ハ 元本の受益者と収益の受益者と異なる場合

(イ) 元本を受益する場合…「上記イの価額」－「(ロ)により算定した価額」

(ロ) 収益を受益する場合…受益者が将来受ける見込まれる利益の額の複利現価の額の合計額又は「その年の12月31日が属する年中に給付を受けた利益の額」×「信託契約の残存年数」

(5) 暗号資産については、時価による算定が困難な場合、次の価額。

イ その年の12月31日における売買実例価額（その年の12月31日における売買実例価額がない場合には、その年の12月31日直前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額。

ロ イによる価額がない場合には、その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその暗号資産を譲渡した場合における譲渡価額。

ハ イ及びロがない場合には、取得価額。

上記(1)から(5)までの財産以外の財産
 その財産の取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算定した価額。

◎ 有価証券等の取得価額の例示

この調書に記載する有価証券（特定有価証券に該当するものを除きます。）、匿名組合契約の出資の持分、未決済信用取引等に係る権利及び未決済デリバティブ取引に係る権利の「取得価額」については、その財産の区分に応じて、例えば、次のような方法により算定しても差し支えありません。

1 有価証券及び匿名組合契約の出資の持分

(1) 金銭の払込み又は購入により取得した場合には、当該財産を取得したときに支払った金銭の額又は購入の対価のほか、購入手数料など当該財産を取得するために要した費用を含めた価額。

(2) 相続（限定承認を除きます。）、遺贈（限定承認を除きます。）又は贈与により取得した場合には、被相続人、遺贈者又は贈与者の取得価額を引き継いだ価額。

(3) (1)及び(2)により算出することが困難である場合には、次の価額。

イ 当該財産に額面金額がある場合には、その額面金額。

ロ その年の12月31日における当該財産の価額の100分の5に相当する価額。

2 未決済信用取引等に係る権利及び未決済デリバティブ取引に係る権利
 当該財産のその年の12月31日における価額をみなし決済損益額より算出した価額より記載する場合にはゼロ。

◎ 債務の金額

債務の金額は、その年の12月31日における債務の現況に応じ、確実と認められる範囲の金額をいいます。

例えば、借入金及び未払金については、その年の12月31日における元本の額を記載することになります。

■ 記載方法 預貯金

1. 「事業用」と「一般用」
2. 所在の別（預貯金を預け入れている金融機関の所在地、名称及び支店名）
3. 種類（当座預金、普通預金、定期預金等）
4. 一口の預入高が50万円未満のものについては、「所在」欄又は「備考」欄に口座番号を記載することで、預入高の記載を省略できる。

■ 記載方法 土地

1. 「事業用」と「一般用」

2. 「数量」欄の上段に地所数を、下段に面積を記載

3(1) その年の12月31日が属する年中の固定資産税評価額

(2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額

(3) その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額

(4) 専門家による鑑定評価額

■ 記載方法 建物

1. 「事業用」と「一般用」
2. 「数量」欄の上段に戸数を、下段に床面積を記載してください。
3. (1) その年の12月31日が属する年中の固定資産税評価額
(2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額
(3) その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額
(4) 専門家による鑑定評価額
(5) 一般用のものは定額法により償却後の金額

■ 記載方法 有価証券等

1. 「事業用」と「一般用」

2. 有価証券の種類(株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等)及び銘柄

※「上場株式」と「非上場株式」の別を明記

3. 「所在」欄は有価証券の保管等を委託している場合には、金融商品取引業者等の所在地、名称及び支店名を記載

4. 「価額」欄の 上段には取得価額。

下段には12月31日時点の財産額を記載してください。

5. 複数の銘柄が特定口座内にある場合、その口座単位で合算して「所在別」「株式等の別」にまとめて記載することが可能

財産債務調書の作成に依頼すべき書類

財産債務の区分	一般的な必要書類	摘要
土地	固定資産税の納税通知書	
建物		
預金	通帳	
有価証券	証券会社から送付される取引残高報告書	
事業用資産	所得税青色申告決算書	

おわりに

財産債務調書の作成に当たっては、用意すべき書類が多く、取得に時間がかかるため、早めの準備をお願いします。